

完全申請型に
移行します！

申請書の提出は
お忘れなく！

組合慶弔金の受給についてのご案内

《組合員の皆様へ、慶弔金受給に関するお知らせと申請方法変更についてのご案内です。》

【2021年4月1日以降の慶弔金受給方法変更および遡及受給について】

組合の慶弔規定は定期総会の議案書や組合HPに掲載しておりますが、これまで組合員ご本人からの申請または学院広報、訃報等での確認により支給しておりました。学院広報への掲載等がなかった場合は、組合で情報を把握できないため、ご本人（または代理人）からの申請に基づき支給しておりました。今回、過去の未受給者より遡及受給についての要望があり、今後も同様の要望があることを想定して、これを機に一定の基準（期間）を設け、申請漏れがあった分を遡及して支払うこととなりました。今後は漏れが生じないように、広報への掲載有無に関わらずご本人からの申請書提出のみによる受給（完全申請型）に移行させていただくことになりました。いずれも詳細は以下の通りです。

1. 2021年4月1日以降の慶弔金受給申請について【完全申請型に移行します。】

請求の方法：「慶弔費支給申請書」に必要事項をご記入いただき、組合事務室（総研ビル3階）へご提出ください。慶弔金の支給を受けるには申請が必要となります。

申請期限：原則として事由発生日より6カ月以内にご請求願います。

※なお、請求期間中の不在者（研究期間、長期出張、休職等）については、申請書に理由を記載することで期間外の請求を認める

※組合員がやむを得ない事由により自ら請求することができない場合には、代理人により請求することができる

2 遡及受給について

①遡及対象期間：2014年4月1日より2021年3月31日までに発生した事由についての未受給分

※起算日を2021年4月1日とし、遡及期間7年間の未受給分（証拠の保存期間が税法上7年と定められているため）

②遡及対象者の範囲：組合員並びに事由発生時に組合員有資格者とする（退職者は除く）

③遡及請求の方法：《受付期間》2021年4月1日～2021年9月30日

※なお、受付期間中の不在者（研究期間、長期出張、休職等）については、申請書に理由を記載することで期間外の請求を認める

《受付方法》「遡及用慶弔費支給申請書」を組合事務局へ提出してください。

※事由発生に関する証明書類の提出は求めない

※支給事由の範囲については、別紙「組合慶弔規定内規（2021.4.1施行）」をご参照ください。

※「慶弔費支給申請書」「遡及用慶弔費支給申請書」は、組合に請求または組合HPよりダウンロードしてください。念のため、添付でお送りします。

青山学院大学教職員組合慶弔規定（内規）

2011年11月9日制定

2021年3月18日改正

（目的）

第1条 この規定は、組合員の慶弔禍福に際して、組合員の相互扶助を目的として青山学院大学教職員組合（以下「組合」という。）が支給する慶弔金について定めるものである。

（受給手続き・届け出）

第2条 組合員が慶弔金の支給を受けるには、組合所定の書式（組合に請求又は組合HPよりダウンロードすることができる。）によって、請求しなければならない。

組合員がやむを得ない事由により自ら請求することができない場合には、代理人により請求することができる。

※申請期限は、原則として事由発生日より6カ月以内とする。

（支給事由の範囲と慶弔金額）

第3条 支給内容は以下のとおりとする。

事由	範囲	金額	備考
結婚祝金	組合員本人の結婚	30,000円	双方がいずれも組合員の場合は、双方に支給する。
出産祝金	組合員本人又は配偶者の出産	20,000円	子供1名ごとに支給する。
弔慰金	組合員本人の死亡	100,000円	組合員本人の死亡の場合には遺族に支給する。
	配偶者・実父母・子の死亡	30,000円	
（その他）	・病気療養、怪我等の見舞金は支給しない。 ・退職祝金等は支給しない。 ・自然災害等の見舞金は支給しない。		

（改廃手続き）

第4条 この規定の改廃は、執行委員会において3分の2以上の決議によるものとする。

附則

1. この規定は、2021年4月1日より施行する。